### 給与 R4 システム 通勤手当(固定金額)上書処理時の注意点

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げ ます。

早速ですが、「固定金額」で設定されている通勤手当を給与明細上で上書入力した場合の注意点をご案 内いたします。

なお、本現象につきましては、2016年11月リリース予定の年末調整対応版で、一部改善予定です。

敬具

以下のご案内は、給与 R4 システムの [給与パターン] - [給与項目] で「通勤手当(非)」を「固 定金額」(拡張モードは「マスタ設定額」)で設定されており、かつ、給与明細処理時に「通勤手当 (非)」または「通勤手当(課)」を上書入力で変更する運用をされているお客様がお読みいただく 内容です。

・給与パターン(基本モード)



・給与パターン(拡張モード)



• 給与明細



給与項目で「通勤手当(非)」を「入力(変動入力)」や「計算(計算式)」で設定している、または、 給与明細処理時に固定金額の通勤手当を上書入力されていないお客様は、お読みいただく必要はご ざいません。

## 1. 現象

給与 R4 システムの [給与パターン] - [給与項目] で「通勤手当(非)」が「固定金額」(拡張モードは「マスタ設定額」)で設定されている通勤手当を、給与明細上で上書入力により変更すると、その後に作成する算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額に上書入力した通勤手当が反映されません。例:

従業員情報で設定されている「通勤手当の支払額」は3,000円だが、6月の給与明細処理で、通 勤手当を5,000円(非課税額4,200円/課税額800円)に上書変更した場合

(4月・5月は通勤手当を上書きしていない/通勤手当以外の支給額に変動なし)

• 従業員情報



算定基礎届は次のように集計されます。6月の金銭報酬月額に上書きの通勤手当が反映されません。(正しくは、255,000円)

支払基礎日数(日)	4月	31 ⊟
	5月	30 ⊟
	6月	31 ⊟
金銭報酬月額(円)	4月	253,000
	5月	253,000
	6月	253,000

## 2. 回避策

#### 2-1. 給与明細で従業員情報の通勤手当を変更する

通勤手当を給与明細処理時に変更したい場合は、<u>[上書]による変更を行わず、[従業員]ボタンをクリックして、従業員情報の「通勤手当の支払額」や「非課税限度額」を直接変更していただくようお願いします。</u>



※毎月の通勤手当が変動する場合は、通勤手当が変動する従業員の「通勤手当の支払額」を 0 円に 設定し、給与処理時に上書入力で通勤手当を変更する運用でも算定基礎届・月額変更届の金銭報 酬月額に上書入力した通勤手当が反映されます。

#### 2-2. 給与パターンの「通勤手当(非)」を「入力」に変更する

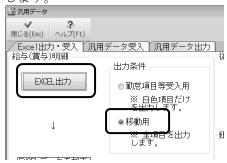
毎月通勤手当が変動するような場合は、給与パターンの「通勤手当(非)」を「固定金額」から「入力」に変更(拡張モードの場合は「マスタ設定額」から「変動(入力)」に変更)していただいたのち、給与明細の処理をしてください。通勤手当で入力した値がそのまま算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額に反映されます。

## 3. 処理済みの給与明細の通勤手当の修正について

過去月の給与明細で、「固定金額」(拡張モードは「マスタ設定額」)で設定されている通勤手当を給与明細処理時に変更済みの場合は、算定基礎届・月額変更届で金銭報酬月額を上書きで変更する必要がありますが、上書入力した従業員が不明な場合、次の方法により、金銭報酬月額に給与明細処理時の通勤手当を反映することができます。ただし、3カ月定期のような通勤手当の場合も支払時の通勤手当で金銭報酬月額が計算される(=従来システムと同様の集計)ため注意してください。

以下の対応をする前に、念のため会社データのバックアップを行ってください。

- ① [設定] タブ→ [汎用データ] を選択します。
- ② [Excel 出力・受入] タブで、給与(賞与)明細の「移動用」を選択して [Excel 出力] をクリックします。



- ③「給与(賞与)明細/EXCEL出力画面が表示されます。処理月(賞与回数)選択で「(全て)」 を選択して、[ファイル出力]をクリックします。保存先を指定して、ファイルを出力します。
- ④保存したファイルを Excel®で開きます。 EB列の「通勤手当の月案分額」を全て0に変更して上書保存します。

	EB			EC	
				_	< = .
⊠now	通勤手当の月	按分額"			全員,
	KY47		ΚY	48	
).000		0	7	0	
).000		0		0	
).000		0		0	
).000		0		0	
).000		0		0	
).000		0		0	
).000		0		0	
).000		0		0	
).000		0		0	
).000		0		0	
).000		0		0	
).000		0	J	0	

⑤ [Excel 出力・受入] タブで、給与(賞与)明細の「移動用」を選択して [Excel 受入] を行います。



(注):

Excelは、米国 Microsoft Corporation の、米国、日本およびその他の国における登録商標または商標です。

# 4. 【参考】給与 R4 システムの計算仕様について

従来システムでは、算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額を計算する際に、3 カ月定期や 6 カ月定期を一括金額で表示していたため、月案分額で自動計算するよう多くのお客様よりご要望いただいておりました。

通勤手当を「固定金額」(拡張モードは「マスタ設定額」)で設定した場合、月々の通勤手当額は決まった金額を支払うことが前提となり、上書入力するケースは稀であると判断し、給与 R4 システムでは、月案分額を金銭報酬月額に反映する方法に対応するものとしました。

例えば、以下のような4月に支給する3カ月定期の場合、

		- 31 / 31 2/	フサイン		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
Æ	通勤手当		通勤手当 1	通勤手当2	通勤手当3	日地八樓
		通勤手当区分	現金支給	<b>なし</b> <u>▼</u>		月按分額
		支給月	1,4,7,10月			
		課税区分	交通機関			
		通勤手当の支払額	33,500			11,166
		非課税限度額	100,000			100,000

給与明細を [確定] する際に、従業員情報に登録されている「通勤手当支払額」の月案分額を給与明細 データ内部に保持します。このとき、定期を支給した月で端数を自動調整します。

支給項目	4月	5月	6月
通勤手当以外の支給金額	250,000	250,000	250,000
通勤手当	33,500	0	0
総支給額	283,500	250,000	250,000
通勤手当の月案分額	11,168	11,166	11,166
金銭報酬月額	261,168	261,166	261,166

上記のように計算された金銭報酬月額をもって、算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額に反映される 仕組みとなっています。

支払基 礎日数 (日)	4月	31 ⊟
	5月	30 ⊟
	6月	31 ⊟
金銭報 酬月額 (円)	4月	261,168
	5月	261,166
	6月	261,166

通勤手当が「毎月」支給の場合も、上記と同じ仕組みで算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額の計算を行っています。これにより、給与明細処理時に上書入力した通勤手当は金銭報酬月額に反映されなくなります。

# 5. プログラム対応について

従業員情報の通勤手当を1種類(通勤手当1)だけ使用しており、かつ、<u>支給月の設定が「毎月」の場合に限り</u>、給与明細処理時に通勤手当を上書入力しても、算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額の集計に上書き値が反映されるよう 2016 年 11 月リリース予定の年末調整対応版で対応する予定です。

- ※給与R4システムでは、従業員情報の通勤手当を3種類(通勤手当1~3)設定できるようになりましたが、通勤手当を複数設定していたり、支給月の設定が「毎月」以外の場合、給与明細処理時に通勤手当を上書入力すると現在と同様に、算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額に上書入力した通勤手当は反映されません。その場合は、算定基礎届・月額変更届の金銭報酬月額を上書きで修正していただくか、従来システムと同様、通勤手当を一つに(通勤手当1)にまとめて設定をお願いします。
- ※プログラム対応しても、プログラム対応前に給与処理をした月の上書きした通勤手当は、金銭報酬月額に反映されません。プログラム対応前に「固定金額」で設定されている通勤手当を、給与明細上で上書入力により変更している場合は、対象月の金銭報酬月額を上書きで見直していただく必要があります。

以上、よろしくお願いいたします。